

平成28年11月21日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成28年分年末調整準備のための チェックポイント(注意点)!

年末調整は毎年1月～12月の1年間に会社から支払われた給料や賞与において源泉徴収された所得税について、原則として12月の最終給与等の支払時に再計算して所得税の過不足を精算し確定させる重要な作業となります。

【平成28年分の年末調整を進めるに当たって、いくつかの注意点を述べたいと思います。】

- 平成28年1月1日以降に支払われる通勤手当の非課税限度額が、今年4月の改正で1ヶ月当たり10万円から15万円に引き上げられましたので、それ以前の1月から3月について改正前の計算になっていますので、年末調整で精算が必要になります。
- 平成28年分の扶養控除等(異動)申告書には、本人や配偶者などマイナンバーの記載が必要でしたが、平成29年分以降については、給与支払者が従業員本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー等を記載した書類(帳簿類)を会社が備えている場合には、マイナンバーの記載を省略できることとなりました。
- 海外に長期留学している子供など非居住者に該当する「国外居住親族」の場合で、扶養控除の適用を受ける場合には「生計を一にする事実」が必要です。
そこで、一定の証拠書類として戸籍謄本やパスポート、出生証明書などのいずれか一つと、送金関係書類などを提出又は提示する必要が有ります。
- 扶養親族(配偶者)有りの場合で、平成28年中の所得の見積額は年収見込額ではなく、年収から最低65万円の給与所得控除額を差し引いた金額を記入することになります。
例えば、年収見込額が103万円の場合、65万円を引いた38万円が所得の見積額になります。
- 16歳未満と16歳以上とではそれぞれ扶養親族等の記入欄は区別されていますが、扶養親族の生年月日の記入誤りや生命保険料控除証明書等を添付する場合など過年度の控除証明書が添付されてくることが時々ありますのでよく確認の上御記入下さい。
- 年の途中で入社した方で前職がある方は前の会社から交付を受けた「源泉徴収票」の提出をしていただいで、それと合算して年末調整を行うことになります。
- 扶養親族や控除対象配偶者等に該当するかどうかの所得金額の判定や年齢の判定は本年12月31日の現況により行います。
- 住宅ローンにより居住用住宅を取得した場合で、2年目以降は年末調整で控除を行うことができますので「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」の提出を忘れないようにして下さい。